

広島県告示第七百十二号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）  
第十一条第三項の規定によって、次のプレジャーボートの重点放置禁止区域の指定を解除す  
る。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

平成十年広島県告示第九百五号で指定したプレジャーボートの重点放置禁止区域のうち、  
次の重点放置禁止区域

広島港

向洋沖地区

海田ふ頭地区

坂平成ヶ浜地区

二 指定を解除する日

平成二十一年十月一日